

熱海市起雲閣の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年8月5日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第30号

熱海市起雲閣の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

熱海市起雲閣の設置、管理及び使用料に関する条例（平成23年熱海市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「個性豊かな」を「熱海市指定有形文化財として保存及び継承しつつ、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。